九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

古代遷宮考

田村, 圓澄

https://doi.org/10.15017/2320125

出版情報: 史淵. 92, pp.53-73, 1964-01-31. 九州大学文学部

バージョン: 権利関係:

内容目次

遷宮の問題点

三 天孫降臨と遷宮二 神宝と死穢

四 卑弥呼とその王権

あ

لح

が

ŧ

はじめに

三世紀の邪馬台国が、 北九州にあったか、あるいは畿内大和にあったかの問題は、古代ヤマト朝廷成立の時期、 ないし

直接結びついているが、今との問題に立ちいる余裕はない。

ただここで注意されるの

ャ

は ト地方の諸豪族の連合政権として把握せられている点についてである。 ほぼ四世紀に成立したと考えられる古代ヤマト朝廷=天皇家が、 「豪族」として理解せられ、 かつヤマト朝廷が、

代遷宮考

71

統一

政権成立の所在地の決定に、

田

村

圓

澄

五.

力が成立する。記・紀の神武伝承にあらわれるトミヒコ・シキヒコが、それぞれ登美や磯城の首長であるのと同様、イワ したことにもなるが、とにかく天皇家の祖先が、畿内ヤマトの土着勢力であり、磐余やその近接地方が本拠であるとする 地力とをつなぎ合わせる積極的理由は、まずないといわねばならず、またとの議論は、神武天皇そのものの実在を前提と レヒコは、磐余の首長を意味する呼称であろう。もっとも、はやく本居宣長が、「大和ノ国十市ノ郡に、此ノ地名はあれ 大御名に称申すべき由縁は、ありとも聞えず」と指摘したように、記・紀の神武条においては、イワレヒコと磐余(こ) 神武天皇のイワレヒコの名から推定して、神武天皇を、大和盆地南東部にあたる磐余地方の一豪族とする見

ず大過ないであろう」とされている。 典型をふくむ磯城古墳群について、「皇室の大和における本来の拠点を磯城地方周辺の奈良盆地中東部と考えることはま ぞれ大和盆地の東北勢力の和珥氏、西南勢力で大臣家の葛城・平群・巨勢・蘇我氏、および中東勢力の皇室・その伴造と して近侍する大連家の大伴・物部・中臣のグループに対応する点に注目し、とくに、崇神陵・景行陵などの第一則古墳の 岸俊男氏は、大和盆地に遺る四・五世紀の三大古墳群、すなわち、佐紀古墳群・馬見古墳群および磯城古墳群が、それ

見解が有力である。

とに、若干疑いなきをえないのである。 天皇家の原初的性格を追求するとき、葛城氏や和珥氏などと同様の、古代「豪族」の範疇において、天皇家を理解すると 所在古墳を、史上に名を遺す古代豪族に関連せしめた右の考察は、卓見に富み、示唆されるところが多いのであるが、

基づいている。 七世紀の末に、持統天皇が、唐の長安の都城にならった藤原宮を営むまで、歴代の天皇は、各天皇どとに遷宮をくりか この頻繁な 遷宮は、 同時に、 歴代遷宮の事実は、古代の天皇家を、豪族一般から区別する要因の一つであるのみならず、また 当時の朝鮮半島ないし大陸の諸国の影響によるものではなく、古代日本の固有の慣行に

統治者としての天皇の地位の形成にも、関係していると考えられるのである。以下に卑見を述べ、批判を仰ぎたく思う。

- 註① 『古事記伝』十七。
- ② 岸俊男「古代豪族」(『世界考古学大系』3所収)

選宮の問題点

が、 は、本居宣長がいうように、「スメラミコト」であった。あるいは、「スメラギ」・「スベラギ」(=統ぶる君)の呼称(ペ) 大臣・大連の称号(制)の成立と関連をもつとともに、新羅・高句麗の古代朝鮮からの影響によるであろう。なお「スメ 銘や隋書倭国伝の記載から知られるが、しかし、「オオギミ」が、もと天皇・親王・諸王を含む天皇家の御子の総称であ の「クニノミヤツコ」・「トモノミヤツコ」に対置される称号であったと考えられる)。 ラギ」が、四・五世紀の県制の「アガタヌシ」に対応する称号であったのに対し、「オオギミ」は、六・七世紀の国造制 ったことを考えれば、「スメラギ」の称号は、「大王」の呼称に先行していたと思われる。また「大王」の称号の使用は 「皇帝」を予想して、用いられたと考えられるが、「「天皇」の漢字をあてられた古 代 ヤ マ ト朝廷の首長の原初的な呼称 では、歴代の各スメラギは、古代マヤト国家の人々から、どのような呼称によって、相互に区別せられたの であ ろ う 「天皇」の称号の使用が始まったのは、推古天皇の頃である。この漢風の称号は、新たに修好を結んだ隋およ び そ の 一般化していたであろう(「オオギミ」すなわち「大王」の呼称が行われていたととは、熊本県江田古墳出土の太刀

ナの皇帝に対する倭王の自称であるが、ひるがえって、当時の人々は、歴代のスメラギを、いかに呼称したの で あろ う 遷 宮 岩 五五五

か。

かの倭の五王の上表文から推察すれば、各スメラギ自身は、オオササギ(讃)やタケ(武)などの実名を自称してい

「倭王卑弥呼」「倭王多利思比孤」も、この例にかぞえることができる。しかし、それらはいずれも、シ

たようであり、

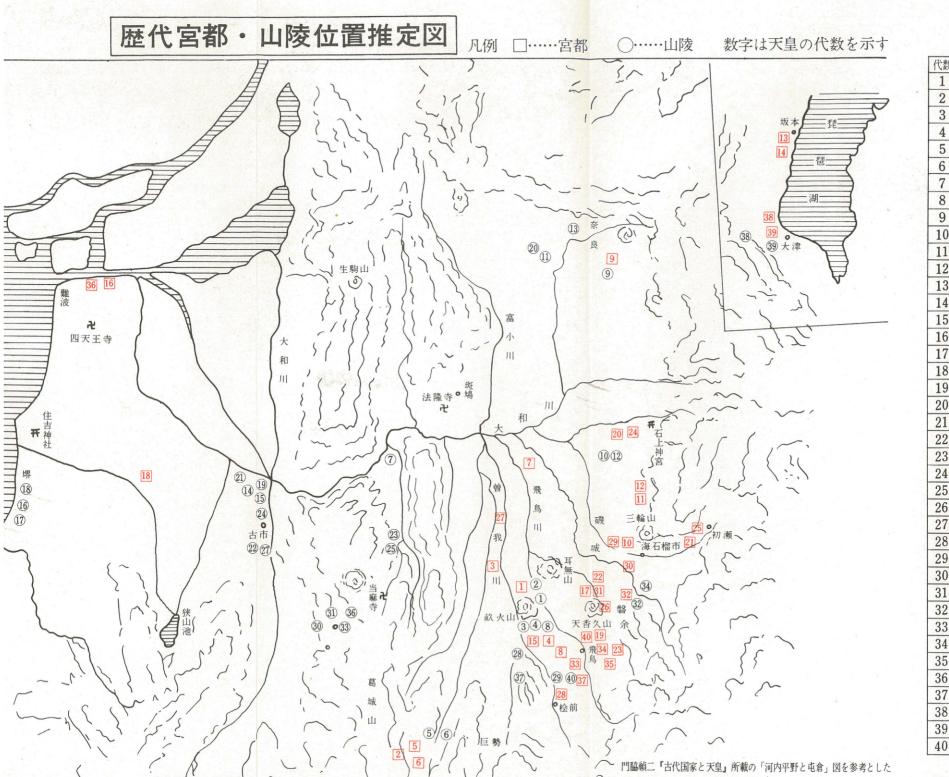
か。

ギを区別したのであり、 スメラギを区分したのである。思うに、スメラギの実名・諱名を称することを憚り、 いうまでもなく、 「初瀬朝倉の宮に天下治すスメラミコト(スメラギ)」と称し、すなわち、 スメラギは自称ではなく、 従って、宮号を冠したスメラギの呼称は、各スメラギの固有名詞というべきであっ 「統ぶる君」の尊称であるが、このスメラギの上に、 所住の宮号によって、 その宮の名によって、 所住の宮の号を冠 歴代のスメラ 代々の

が、各スメラギについて固有であることは、逆にいえば、各スメラギの宮が、代ごとに移遷していた慣行の存在を前提と ラギを区別することは、不可能であるばかりでなく、 している。 宮号によるスメラギの呼称が、 もし、二代もしくはそれ以上の世代のスメラギが、同一の宮に居住していたとすれば、宮号によって、 いつ頃から始まったかをあきらかにすることは困難である。 無意味であったからである。 しかし、 このよう な 各スメ 呼

た経済生産の本拠であった。 代ごとに所住の宮を遷している。そしてこの事実は、天皇家を、 大土地所有者としての古代豪族は、各自の本貫をもっていた。 記・紀の伝承によれば、古代ヤマト朝廷の第一代の神武天皇(カムヤマトイワレヒコ) 本貫をもたぬ古代豪族を考えることは不可能というべきである。 当時の豪族と同一範疇で律することを拒むのである。 本貫は、 その豪族にとって、氏族支配の中心であり、ま 以下、 歴代の天皇は、 いずれも

および闫近江の遷宮例は僅少であり、大多数の天皇の宮は、||大和に集中していた(ただし山陵は、大和=2・河内=1 軍事的・政治的意味があるし、また成務の近江の遷宮も、北陸経営の拠点確保につながっている。 以下同じ)、口河内・難波 在地を検すると(別表「歴代宮都・山陵位置推定図」参照)、〇大和 ところで、 天皇家の場合はどうか。記・紀の記載に基づき、神武天皇より天武天皇にいたる四○天皇の宮および陵の所 (99%)、三近江(394%%) の三地方に大別される。 (①~⑫⑮⑰⑲ー⑯⑰⑩…数字は天皇の代数を示す。 仁徳の難波の遷宮は、 しかし、 朝鮮半島経略の (二河内



宮都 代数 天皇名 大和 大和 神武 綏靖 3 安寧 " 懿徳 4 孝昭 6 孝安 " 孝霊 11 孝元 8 開化 9 " 崇神 10 垂仁 11 " 12 景行 13 成務 近江 仲哀 14 河内 15 應神 大和 難波 16 和泉 17 履中 大和 18 反正 河内 允恭 大和 19 河内 20 安康 大和 21 雄略 河内 22 清寧 23 顕宗 大和 仁賢 河内 武烈 25 大和 26 継体 摂津 27 安閑 河内 宣化 28 大和 欽明 30 敏達 河内 31 用明 32 崇峻 大和 33 推古 河内 34 舒明 大和 35 皇極 36 孝徳 難波 河内 37 斉明 大和 大和 38 天智 近江 山科 39 弘文 近江 天武 大和 大和

摂津=1・和泉=3・近江=2の割合となり、大和の二二陵は当然としても、 河内(和泉を含む)の一四陵の多いこと

が注目される)。

あるとの解釈は、 仲哀天皇以前の各天皇の実在性については、懐疑的な見解があるが、たとえ、天皇ではないにしても、天皇家の祖先で 軽視することができないように思われる。

によって、本貫を否定しているのであるが、けだし古代天皇家の権力構造は、本貫に拠り、土地・人民支配を行う豪族の 仲哀以前の各天皇が、架空の人物であったとしても、なお仲哀・応神以降の歴代遷宮の慣行を無視することができなかっ (ただし弘文天皇を除く)、 天皇家が、古代豪族のように本貫をもたなかったことを示している。天皇家は、歴代の遷宮 さて記・紀の記載によれば、神武天皇以降、成務・仲哀にいたる各天皇の宮が、歴代遷宮の形式をとっていることは、 神武以降、 天武までの四十名の天皇のうち、遷宮を行わなかった天皇が全く存在しないという 事実 は

では、なぜに、歴代ごとの遷宮がくりかえされ、そしてそれが遵守さるべき慣行として固定したのであろうか。

権力構造と異質であったと考えられる。

住の宮が、 生母の膝下で成長した皇子が、父の天皇を嗣いで即位した場合、その生家が、新天皇の宮になるのは、自然の成行という 皇太子天津日嗣所知めせば、其ノ元より住坐る郷、即都となれりしなり」と述べているように、招婿婚の段階において、 は、大方上代には、皇子たちも、 いずれも磐之媛の所生であるが、磐余稚桜宮(大和)・丹比柴籬宮(河内)・遠飛鳥宮(大和)というように、それぞれ 歴代遷宮の第一の理由として、父子別居説が挙げられる。たとえば、本居宣長は、「上代に、御代ごとに都のかはれる すべて異なっている事実の説明は、父子別居説のみを以ってしては困難であろう。なぜなら、右の三天皇は、 しかし、たとえば仁徳の同母皇子の履仲・反正・允恭の三天皇が、あいついで即位したにもかかわらず、所 御父天皇と、同シ大宮には住坐ずて、多くは別地に住坐りしかば、御父天皇崩り坐て、

古

遷

宮

考

宮を遷しているからである。

を離れてまで遷居しなければならなかったであろうか。゜゜゜ り し、では、死穢による遷宮ないし遷居は、当時の一般的慣行であったであろうか。たとえば、死穢に遭った族長は、本貫 間にして、棄戸とは柀を以て棺を製し、死人を斂し、其処に遺骸を置て棄去りたるなり」)と記している。天皇の死によ とて棄たり、……歴代天皇の必ず宮殿を遷さるゝも、奥津棄戸に原由したるととなるべし(「奥とは死人の臥したる奥の 悪を忌嫌ふは、 歴代遷宮の第二の理由として、死穢嫌忌説がある。これについて、久米邦武は、「神に事へるには清浄を先として、穢 その宮が穢れた場合、次の天皇が新宮を営み、そこに遷ったことは、充分に理由があるとしなければならない。 神道の大主旨なり、……諸穢中に於て尤も忌嫌ふは死穢なり、古代に人死すれば、其屋を不浄に穢れたり しか

答は否である。歴代遷宮は、天皇家のみに限られる特殊な慣行であった。

- 註① 津田左右吉「天皇考」(『日本上代史の研究』所収)
- 同右、四十。

②『古事記伝』十六。

- (5) 4 拙稿「聖徳太子の『摂政』の意義―太子考―」(『日本史 竹内理三「大王天皇考」(『律令制と貴族政権』第1部所

8

巻、思想篇所収)

なお遷宮の事情については喜田貞吉『帝都』参照

7 6

久米邦武「神道は祭天の古俗」(『明治文化全集』第十五

『古事記伝』二十一。

研究』七〇)

神 宝 ے 死 穢

皇極元年(六四二)紀十二月条に、次の記事がある。

壬寅(二十一日)、 葬 息長足日広額天皇干滑谷崗、是日、天皇遷 移於小墾田宮、〔或本云、遷 於東宮南庭之権宮〕

たのである(なお舒明天皇は皇極二年九月に大和城上郡の押坂陵に改葬された)。 たが、翌皇極元年十二月十三日に喪儀を始め、右の引用記事が示すように、同月二十一日に大和高市郡の滑谷崗に葬られ 息長足日広額天皇すなわち舒明天皇は、同天皇十三年(六四一)十月に百済宮において崩じ、宮の北で殯が行われてい

設けられた敏達天皇の殯宮に、后の炊屋姫(推古天皇)が侍していたことを示して居り、また厳重な門や垣をめぐらした 殯宮の有様が窺われるのである。 皇子欲 姧 炊屋姫皇后、而自強入 於殯宮、寵臣三輪君逆乃喚 兵衛、重 璅宮門、拒而勿 入」とあるのも、大和の広瀬に 殯宮が設けられ、皇極天皇は葬送までの一年余の間、この殯宮に侍していたと考えられる。用明天皇元年紀に、 い宮に遷っている。では、このときまで皇極天皇は、どこに居住していたか。舒明十三年紀が語るように、百済宮の北に して、天皇が東(常)宮南廷の権りの宮に移った一説を掲げているが、とにかく先帝の葬送が終ったその日に天皇は新し ここで注意されるのは、舒明天皇を滑谷崗に葬った日に、皇極天皇が小墾田の新宮に移ったことである。「或本云」と 「穴穂部

月に河内の大坂磯長陵に痱られたその日に、皇太子中大兄は、皇祖母尊(後の斉明天皇)を奉じ、大和の川辺行宮に移っ 白雉五年(六五四)十月に、孝徳天皇は摂津の難柄長柄豊碕宮において崩じた。南庭に殯宮が設けられたが、同年十二

で行われた。 嶋金刺宮で崩じた欽明天皇の殯は、河内の古市で行われ、また大和の訳語田幸玉宮で崩じた敏達天皇の殯は、 知のように、天皇の崩後、その遺躰は、殯りすることが慣例であった。殯宮は、宮の域内に営まれるが、 筑紫の朝倉橋広庭宮で崩じた斉明天皇の殯は、旧宮の飛鳥川原宮で営まれている。 大和の広瀬 大和の磯城

殯の期間は、二ケ月(孝徳)・三ケ月(用明)から二年以上に及ぶ例(敏達・斉明など)もある(安閑および崇峻の場 殯は行われなかったらしい)。一般的にいって、先帝の崩—殯—葬—新帝の遷宮の順序が慣例となっていた。いうまで

古

代遷

宮考

五九

もなく、遷宮は、新天皇の即位を意味していたのである(舒明以降は、遷宮と即位とが、時間的にずれるようになるが、 の遷宮が行われたのは四例へ@@@>を数えるにすぎず、他の天皇の場合は、すべて先帝の葬送の終了後、新帝の遷宮 時間的にずれたのは、六例へ⑮⑱⑲~⑳~㉑〉である。なお応神より天武までの歴代天皇のなかで、先帝の葬送以前に新帝 仁徳より推古までの歴代天皇の例によれば、即位が新しい宮で行われたのが十三例へ⑩⑰⑳徫⑳❤⑳嘐❤⑳〉、即位と遷宮が

遷宮は、死穢のある先帝の宮を棄てることに意義があったのである。 右の事実は、歴代天皇による遷宮が、先帝の崩御およびその葬送と、密接に関連していることを暗示している。つまり

新しい天皇に遷宮を促したのは、天皇の住居としての宮が、死穢を受けたからではなく、実は、天皇家に相伝される神宝 しかし、なぜ天皇家に限って、死によって穢れた旧い宮を棄て、新しい宮に遷らねばならなかったのであるか。 ――の奉安所としての宮が、死穢を蒙ったからであったと考えられる。

があろう」と述べられている。 宝相承との区別を明確にした上で、 り扱わるようになったのは、持統天皇ごろの思想が基礎であったことをも論ぜられた。しかし他方、神宝そのものと、(〝) 中に奉祀された事実のないことを説かれている。また即位あるいは践祚の儀礼において、鏡と剣の二つが、神宝として収(こ) と、宮殿内の安置を求めた「同床共殿」の思想とが、不調和であることを指摘し、上代において、鏡や剣が、神として宮 津田左右吉博士は、鏡および剣の神宝について、とくに、神として鏡を斎き祭ることを求めた神勅の「為斎鏡」の思想 「我が皇位の象徴として伝えられたというととは、極めて古い時代の風習に其の由来

らわれたのであろうが、ともあれ皇位の象徴として、神宝が伝えられていた。そして天皇の宮に奉安されている神宝が、 津田博士が指摘されるように、 神宝の起原説話は、はじめは鏡のみについて語られており、次に鏡・剣二種の物語があ

天皇の死穢により、歴代遷宮の慣行を導いたのではなかろうか。

天皇の宮は、 天皇の宮は、天皇の住居であると解されており、とのこと自体は誤りではないが、しかし原初的な意味における古代の 神宝の奉安所であった。神宝の率安所としての天皇の宮の第一義的な意義が、 看過されてはならない。

神宝に対する死穢は、 神宝と「同床共殿」する天皇の死去によって生ずる。従って、神宝を穢なき新宮に移すことは、

次の天皇の責務でなければならない。こうして神宝相伝者は、おのずから新しい――穢なき――宮に遷ったのである。

②③ 同右、上、五一九頁-五三〇頁。 註① 津田左右吉『日本古典の研究』下、四八九頁以下。

三 天孫降臨と遷宮

の命(猿女君の祖)・イシコリドメの命(鏡作連の祖)・タマノオヤの命 では五部神)が揃っている。すなわち、アメノコヤネの命(中臣連の祖)・フトダマの命(忌部首の祖)・アメノウズメ い形を伝えていると考えられる。神宝は、はじめは鏡のみが語られ、つぎに鏡・剣二種の物語となり、 『書紀』の第一の「一書」に見られる三種の神宝に発展しているが、ここではまた随従の神々として、五伴緒(『書紀』 天孫降臨の伝承は、 神宝・神勅および皇孫に随従する神々のあらわれない『書紀』の本文、および第六の「一書」の説話が、 『古事記』や『日本書紀』に伝えられ、 『書紀』の場合、本文のほか、多くの異伝が載せられてい (玉祖連の祖)の五伴緒が、 アマテラス大神の 『古事記』および 旧辞の古

三つの異伝、ならびに『古事記』において、それぞれ異なっているが、 さて右の五伴緒は、すでにアマテラス大神の岩戸がくれの物語にあらわれている。この所伝も、 『古事記』によれば、 スサノオの命の悪行を怒っ 『書紀』の本文および

命を受け、

神宝を奉ずる皇孫ニニギの命に随伴して天降りするのである。

古

代

遷

宮

考

,

古

た。 の祭祀団の主役は、 オヤの命の裔)は、 テラス大神の岩戸がくれの物語、また天孫降臨の物語が示すように、元来は天皇家に隷属し、皇位の象徴である神宝=ア の命は神懸りして乱舞した。こうしてアマテラス大神は、天岩戸を出ることになるが、さて五伴緒についていえば、アマ 木に懸け、フトダマの命が、これを御幣として奉持し、天岩戸の前で、アメノコヤネの命が祝詞を奏した。アメノウズメ そこで八百万の神々が天安河原に集まり衆議の結果、イシコリドメの命が作った鏡、またタマノオヤの命が作った玉を賢 マテラス大神の神祭を世職とする祭祀団であった。鏡作連(イシコリドメの命の裔)と玉祖連(または玉作連) たアマテラス大神は、 祭具の製作に従事し、 祝詞を奏する中臣連(アメノウズメの命の裔)と、 天岩戸にこもり、 高天原をはじめ葦原中国も常夜ゆく有様となった。よろずの妖もおこってくる。 猿女君(アメノウズメの命の裔)は、巫女として呪術を行ったのであるが、こ 御幣捧げる忌部首(フトダマの 命 の 裔)で あっ

神宝の祭祀そのことが、五伴緒の職掌であったことはあきらかであり、従って五伴緒は、 思うに、岩戸がくれの物語および天孫降臨の物語にあらわれる五伴緒の神宝奉祀伝承は、中臣氏ら五伴緒の後 天孫降臨の物語を卒然と読めば、あたかも五伴緒が、天孫ニニギの命に随従しているように見なされ や すい ニニギの命が、 アマテラス大神から、 「此の鏡は、 専我が御魂として、 吾が御前を拝くが如斎き奉れ」と命ぜられた 神宝に随従しているのである。 が、 商氏族 しか

武器を執り、 『古事記』によれば、 および物部連 **警衛に当たった。また異形のサルタヒコの神が、八衢にあって一行を先導した。宮廷警備を職掌とする大伴** (物部氏は神武天皇の東征の際に服属した伝承をもつ)は、六世紀において、その地位を高め、 天孫降臨に際し、アメノオシヒの命(大伴直祖)とアマツクメの命(久米直祖) 剣や弓矢の 大連の

職を独占するが、

しかし、

アマテラス大神に発する神聖な血統の相続者――神宝の相伝者――である天皇家の歴史的性格

が、天皇家の伴造として、

神宝の祭祀に任じている事実の反映であろう。

に即していえば、中臣・忌部らの祭祀グループこそ、第一義の伴(=家臣団)であり、大伴・物部の警備グループは第二

義の伴というべきであった。

じたとする伝承も、大伴氏の現実の職掌に関連していることが理解せられるであろう。 高天原における五伴緒の活動が、宮廷における各氏の祭祀の職掌の反映であるとすれば、大伴氏が天孫降臨の護衛に任

る。 の職掌と深く結びついている。というのは、遷宮の主体は、死穢を蒙った神宝であり、天皇は従の立場にあるから で あ 隔離するにあったと考えられるが、もしそうであるとすれば、歴代の遷宮は、神宝の祭祀に任ずる五伴緒の祭祀グループ ことで思いあわされるのは、歴代遷宮の慣行と、その厳重な遵守についてである。遷宮の根本理由は、神宝を死穢から 従って、 神宝の祭祀団は、 遷宮にあたっても、重要な役割を果たさねばならない。

は ば、歴代の遷宮に際し、神宝を奉安する新しい宮の造営も、もとは忌部氏が管掌していたことを示している。 延の建築そのことをも、 たように、忌部氏が宮廷の祭祀を掌り、また宮廷の建築物の竣功のとき、神事をとり行う職掌をもっていたことから、 て造り畢る後、斎部、 命およびヒコサシリの命が、大峡小峡の木を切って宮殿を造り、アマテラス大神を迎える準備をしたが、右の二神 『古語拾遺』によると、アマテラス大神が天岩戸にかくれたときフトダマの命(忌部氏の祖)の率いるタオキホオヒの フトダマの命の後裔に率いられ、 **斎部の官、** 御木・麁香二郷の斎部を率いて、伐るに斎斧を以てし、堀るに斎鉏を以てし、然る後に工夫、手を下し 殿祭および門祭し、訖りて乃ち御座すべし」とあるのは、祝詞の「大殿祭」「御門祭」を参照すれ 忌部氏の所管であるように付会しているが、しかし、「神殿を造り奉るは、 神武天皇の橿原宮の造営にも当たったという。この所伝は、津田左右博士が説かれ みな神代の職に依る 一の後裔

物部連の祖) さて神武天皇の即位に際し、 が内物部を率い、予・盾を造り備えたところで、アメノトミの命(忌部氏)が忌部を率いて神宝の鏡 ヒノオミの命(大伴氏)が、来目部 (=久米部)を率いて宮門を衛り、 ニギハ ヤ 0 • 剣 命

占

代遷

宮

考

古

が矛と盾を立て、来目部が仗を建て、門を開いて朝拝者を迎え、天位の高貴を観せしめたという。 を捧持し、 玉と共にこれを橿原宮の正殿に奉安した。アメノトミの命は、また幣物を陳ねて祝詞を奏した。そののち物部

盾の両方を立てたとする『古語拾遣』の所伝は、天平十四年以後の成立にかかると考えられるが、とにかく即位に際し、 臣大嶋朝臣、読 天神寿詞 畢、忌部宿弥色夫知、奉・上神璽剣鏡於皇后、皇后即天皇位」と記されている。物部氏が、矛と たことは、各氏固有の職掌であると共に、その職掌が、大化前代からの伝統に支えられていたことを示している。 中臣氏が祝詞を奏し、忌部氏が神宝の鏡・剣を奉上したこと、また大伴氏が宮の警備にあたり、物部氏が門に大盾を建て 祇令の規定するところであり、また持統紀四年正月条には、持統天皇の即位について、「物部麿朝臣、樹, 大盾、神祇伯中 右は『古語拾遣』の所伝であるが、践祚の場合、中臣氏が天神寿詞を奏し、忌部氏が神宝の鏡・剣を上つるととは、神

奉る――のも、それが新しい宮であるからこそ、理山があるのである。天皇の死穢は、神宝の移遷を促したが、即位もま の宮が、新しい造営であるところに意義がある。忌部氏が、神宝の鏡・剣を宮の正殿に奉安する――つまり新しい天皇に 前提として、はじめて理解せられるのである。大伴氏が門を固めて警備につき、物部氏が盾を立てて威容を示すのも、 の継受にあったことからもうかがわれるが、しかし、中臣・忌部・大伴・物部の各氏の職掌の意味は、歴代遷宮の慣行を た新しい宮を必要とした。 天皇の位が、神宝によって象徴せられ、神宝の相承によって、皇位がうけ嗣がれてきたことは、即位の儀式が、鏡・剣

天皇の宮の域内の配置、また建造物の構造も、この事実を表現していたであろう。 古代ヤマト朝廷の天皇の宮は、原初的に、神宝の奉安所であり、天皇の住居としての意義は、むしろ付随的であった。

先帝の崩後、 **殯や葬礼の行事が終り、さて旧い宮から新しい宮に遷るとき、どのような形で移遷がなされたのであろう**

か。

思うに、この移遷の行粧が、かの天孫降臨のイメージに反映しているのではなかろうか。

五伴緒が随行し、

アメノオシヒの命が部民を率いて警衛に任じ、

サルタヒ

コの神

神宝を奉ずるニニギの命を中心に、

先駆となって天降りする光景は、実は、旧宮を棄て、新宮に移る天皇の行列の情景と重なっているのである。

に展開される恒例の歴代遷宮は、この事実を、 たのは、天皇が、アマテラス大神に発する神聖な血統の相続者かつ日本の統治権の継承者であるからであり、そして眼前 は、新天皇の即位を告示しながら、部落を縫って進んだ。本貫をもたぬ天皇家が、本貫に依拠する諸豪族の上に君臨しえ 発するこの占定に対して、 えよう。敏達天皇四年紀が示すように、新しい宮地の点定は、その都度、卜占によって決定せられたであろうが、 を転々とした。そして遷宮の動機が、 政治的・軍事的理由により、天皇の宮が、河内・難波また近江に置かれたこともあるが、多くの場合、大和盆地の各地 豪族の割拠する村々を横切ることは、天皇の権威と尊貴性を誇示する上においても、少なからざる効果があったとい いかなる豪族も異議をさしはさむことは許されなかった。そして神宝を奉戴する遷宮 死穢からの離脱であるとはいえ、 諸豪族(およびその隷属民)に、強く印象づけるのに役立った。 神宝を奉じた厳重な行列が、威武を輝 か U) 神意に 列

れるであろう。歴代遷宮の慣行は、天皇の地位と権威を周知せしめることにおいて、政治的な意義をもつデモンストレー 死穢嫌忌に基づく遷宮が、 天皇家のみの風習であり、 しかも天皇家の歴史と共に固定化慣例化した理由の 一端が、 知ら

ションであった。

本古代史論叢』所収) 直木孝次郎「『古事記』天孫降臨条の構成について」(『日註① 直木孝次郎「『古事記』天孫降臨条の構成について」(『日

② 津田左右吉『日本古典の研究』下、四九八頁以下。

古

代遷宮考

④ 古代ヤマト朝廷の統治に関する法支配の問題については、③ 直木孝次郎「石上と榎井」(『続日本紀研究』一の十二)

別稿で考えたい。

四 卑弥呼とその王権

紀元三世紀の邪馬台国の政治的支配には、地域的差異のあったことが注意される。 古代ヤマト王権の性格・構造を論ずる場合、 しばしば魏志倭人伝が伝える邪馬台国の王権と対比される。

していない。ところで伊都国に設置せられた一大率は、女王に帰属する外交権行使の権限をもつとともに、 ループ諸国に較べ、®グループ諸国への政治支配は弱かったことが留意せられる。 邪馬台国の傍国であることから考えて、一大率のような高度の統制力をもつ軍政官――「諸国畏憚」の用語に 示 によってあきらかである。®グループの二十一ケ国に対する女王の統治方式は不明であるが、しかし、®グループ諸国が の軍政権を掌握しているが、この諸国が、@グループの七ケ国であることは、 している。 ――の配置を考えることはできない。つまり、「倭国」のなかにおいても、 ケ国は、 ②対島―一木(壱岐)―末蘆―伊都―奴―不弥―投島の七ケ国は、邪馬台国の北にあり、 つまり@グループの七ケ国と®グループの二十一ケ国は、女王国に統属しているが、©狗奴国は、 邪馬台国の傍国であった。この奴国が、女王国(邪馬台国)の境界線をなしており、その南は、◎狗奴国と接 一大率を通じ女王の政治支配が浸透する@グ 「自女王国以北、 ®斯馬国以下奴国までの二十 特置一大率」という文辞 「検察諸国」 女王国に属 され

●グループ諸国を制圧し、 を中心とする連合政権が形成せられることになったのであろう。そして邪馬台国を盟主とする®グループ諸国が、 対抗関係であった。 さて®グループ諸国が、連合政権を形成するにいたった要因の一つは、思うに、南方で国境を接する狗奴国との軍事的 ®グループの個々の一国として対応するには、 魏や朝鮮半島との通交権を独占掌握する過程が、一大率設置の事実によって示されているので 余りに狗奴国が強力であることから、 やがて邪馬台国 やがて

ある。

った。 王権の強化を促した。そして®グループ諸国が内含するこの自己矛盾は、®グループ諸国を政治的不安定に導きがちであ 専制支配の必要性は、 立の要求が、 西暦一七○年代から一八○年代にかけての内乱は、 ®グループ諸国は、 底流をなしていた。 ®グループ諸国の独立分散の傾向を制約するのみならず、®グループ諸国の盟主である邪馬台国 邪馬台国の王権の専政化を望まなかった。つまり®グループ諸国には、 しかし、 © 狗奴国に対する軍事的対抗・防衛上の必要性、 けだしこの事情に基づいたと思われる。 また@グループ諸国に対する [] [8] [の相対的独

与を王位に即けたのも、 女王卑弥呼を共立したのは、 ❸グループ諸国であり、❷グループ諸国の岡与するところではなかった。 いうまでもなく、 ®グループ諸国であった。 卑弥呼の死後、 男王を立て、 また十三歳の壱

う。 プ諸国の共通の意志は、 その一族から選ばれたであろうか。 邪馬台国の王は、 邪馬台国の支配者、すなわち、 特定の一国の紐付きであってはならないのである。 かれらが選ぶ王を、 しかし、 男王―女王卑弥呼―男王―女王壱与は、®グループ諸国の首長(王) 特定の一国の首長、ないしその血縁者のなかから求めることを拒む であろ ®グループ諸国のうちの一ケ国の強大化専政化を阻止しようとする®グル ないし

世襲化の方向 めたことこそ、 に対する統制支配を考慮するとき、 要求せられた政治的中立の、 中立性が喪われ、 邪馬台国の女王 が世襲であるのに対し、 が ❸グループ諮問による女王卑弥呼共立の根本理由であろう。そして卑弥呼が独身で通したのは、 :暗示されているように思われる。 独裁化専制化への方向を辿ることになる。 Ξ が、 邪馬台国の王権は、 ®グループ諸国のうちの特定の国の首長 女王自身による表明にほかならなかった。

@グループの伊都の国王 おのずから®グループ諸国内部の政治的安定が強く求められ、そこに邪馬台国王権の 世襲ではなかった。 思うに軍事的独裁的男王を避け、 しかし、 Ξ と結ぶならば、 ◎奴国との対抗関係、 女王に期待され 司祭者的咒術者的権威を求 (および©狗 また@グル た連合政権 奴 卑弥呼に ープ諸国 O) $|\mathbb{K}|$ <u>:</u>

古代遷宮考

に関連している。

王の地位と不可分であった。十三才の壱与が王位に即くに及び、ようやく国中が安定したのも、女王壱与の咒術者的機能 ともあれ三世紀の邪馬台国王権は、女王みずからが、鬼道を事とする咒術者であり、そして咒術者としての機能は、 女

がいうるが、しかし、この死穢嫌忌を理由に、邪馬台国において歴代遷宮の慣行が成立していたと考えること はで きな 三世紀の倭国が、死穢嫌忌の習俗をもっていたことは、「已葬、挙」家詣水 中 梁浴、以如 練沐 」の記戴によってうか 先王の死-新宮への遷宮の慣行の定着には、王権世襲の確立が前提とされるからである。

の世襲が保証されていた。さらに祭祀グループの制度化により、咒術者的司祭者的機能を天皇個人に求める必要もなくな 古代ヤマト朝廷においては、アマテラス大神に発する天皇統治の秩序が成立しており、また神宝の相承によって、王権

っていたのである。

可能であった。そして邪馬台国の女王に見られる咒術者的司祭者的首長の側面を強くもつ族長たちは、結局、古代ヤマト 長に転身しえた。日本の政治的統一は、軍事的政治的首長の側面を強く帯びる古代ヤマト朝廷の天皇によって、 中臣・忌部などの祭祀団を組織化・隷属化することにより、咒術者的司祭者的性格を揚棄した天皇は、容易に政治的首 はじめて

あ と が き

朝廷の統率者によって没落敗退せしめられたのである。

のと同様、不可能であろう。天岩屋の段や天孫降臨の条における五伴緒また大伴氏の活躍は、 の天皇の時代まで続いたのであろうか。しかし、遷宮の始源を遡及することは、古代ヤマト朝廷成立の実年代を決定する 天孫降臨を彷彿せしめる遷宮の威厳に満ちた行粧が、大和盆地を過ぎるようになったのは、どの天皇に始まり、 そしてど 記・紀の資料となった旧辞

に戴せられていたと考えられるが、その旧辞成立の上限を決定することは、不可能だからである。

く天皇家の祖先は、 歴代天皇による遷宮の慣行は、天皇家がもともと「豪族」ではなく、むしろ司祭者であったこと、そして恐ら 大和以外の地方から、大和に移遷したことを暗示している。天皇家に、本貫がない事実は、 右の推定

をうらづけるであろう。

動したであろう。かれらが地名を負う氏名を名乗らなかったのは、 してもともと大和に自己の本貫をもたなかったからである。 の間、五伴緒および大伴氏・物部氏の後裔氏族は、天皇の代が変り、宮が遷るたびに、神宝と天皇に随従して、 天皇家の原初的な移遷は、 五伴緒の祭祀グループと、大伴氏の軍事力によって行われたが、以後二世紀またはそれ以上 かれらが連や首の姓を与えられた伴造身分であり、そ 各地を移

外に出ることが尠なかったのも、思うに倭の六県の所在に規制されたからであろう。 六県は、 体制であり、 占代ヤマト朝廷の初期の領有支配の対象は、倭の六県であった。県制が、国造制に先行する古代ヤマト朝廷の地方支配 神宝を奉祭する祭祀団としての古代ヤマト朝廷の祭祀供御料地であり神領であった。歴代の遷宮が、 また県が、 領有支配形態が宗教的祭祀的であるといえ、古代ヤマト朝廷の政治的統一の発端をなす紀念すべき領有地 祭祀供御料貢納地的性格を帯びていることは、 上田正昭氏の論証せられたところであるが、倭の 大和盆地の

であった。推古天皇が、 倭の六県の一つの葛木県の割譲を求めた大臣蘇我馬子の申出を拒否し、また大化の造籍校田が、

「倭国六県」から始められたのも、故なしとしないのである。

=天皇の呼称は、 理に任じていた。 なお付言するならば、 また既述のように、 「スメラギ」(統ぶる君)であったと考えられる。 県からの貢納物――祭祀奉幣のための五穀や織物 各地に設定せられる県の首長=「アガタヌシ」に対応する古代ヤマト朝廷側の首長 「オオギミ」(=大王)は、 ――を収めたのが斎蔵であり、忌部氏がその管 国造制の段階における

六九

古

遷

宮

考

天皇の呼称である。

歴代遷宮の慣行は、天武天皇の飛鳥浄見原宮によって終止符が打たれた。周知のように、次の持統天皇の藤原宮は、持

統・文武、元明の三代の宮となったのである。

が、それはともかくとして、飛鳥板蓋宮は茅葺(板葺)・堀立柱の、いわゆる「底磐之根に太立宮柱、高天之原に峻峙搏(*) さて皇極天皇の飛鳥板蓋宮は、その名の示すように、板葺の屋根をもっていた。この板葺を桧皮葺と解する 説も ある

堀立柱の伝統的様式を離脱することはできなかったらしい。(4) 子徳天皇の難波長柄豊崎宮は、前後七年を費して完成し、「其宮殿之状、不 可 殫論 」と評され たが、しかし茅葺・

風一の神代風の様式を継いでいた。

皇は、小墾田の新宮に、仏寺建築の様式を採用しようとしたのであろう。しかし、それが実現しなかったことは、 ことである。美しい文様をもつ瓦を戴せ、また朱塗りの円柱で装われた仏寺が、飛鳥を中心として建られており、 明天皇が小墾田に「瓦覆」の新宮を営もうとしたが、造宮のための用材が多量にくさったので、その造作を中止せしめた 斉明天皇が、 飛鳥板蓋宮で重祚したのは、この宮が天皇の死穢を受けていなかったからであろう。興味ふかいのは、斉 神代風 斉明天

様式の規制がいかに根強いものであったかを示している。

宮は、茅葺・堀立柱様式であったらしく、もしそうであるとすると、瓦葺・丸柱の大陸様式に基づく最初の宮は、 は、不可能にちかい。推古天皇の豊浦宮が豊浦寺に、斉明天皇の飛鳥川原宮が川原寺に、 たように、天智天皇の大津宮は、やがて志賀山寺(崇福寺)に改変せられたからである。しかし、天武天皇の飛鳥浄見原 天智天皇の大津宮が、茅葺・堀立柱の神代風様式であったか、あるいは瓦葺・丸柱の大陸様式であったかを決定するの 天皇の死後それぞれ転換せられ 持統天

皇の藤原宮であったと考えられる。

では、なぜ歴代の天皇の宮が、茅葺・堀立柱の神代風様式の規制を受けつずけてきたのであろうか。

と尊貴性をあらわす象徴であったことを語っているが、しかし、志紀大県主が誤って造作したように、天皇の宮も、古代 を、天皇の御舎に似て造れり」といい、所住者の志紀大県主を罰しようとした話は、天皇の宮の「堅魚」が、天皇の地位 とともに、長い伝統と慣習を負うていた。雄略天皇が河内に巡行したとき、「堅魚」を上げた家を見て、「奴や、己が家 られることなく、もちろん仏寺建築様式の影響をも拒否し、神代風の様式を伝承墨守してきたのである。 田が雄略天皇の命をうけ、 豪族の家も、その様式において質的な差違はなかった。しかも、大陸の建築技術者が渡来し、たとえば新羅系の猪名部御 思うに茅葺・堀立柱の天皇の宮は、原初的には神宝の奉安所であったのであり、その祭祀に与る中臣・忌部氏らの職掌 ニー | 「始起 楼 閣」ることもあったが、天皇の宮の建築様式については、なんらの質的変化も与え「針起 楼 閣」ることもあったが、天皇の宮の建築様式については、なんらの質的変化も与え

マト国家における天皇の地位と権威はあきらかに「神代」的であった。 ける茅葺・堀立柱の神代風様式と、天皇の尊貴な地位と権威が、不可分のものとして伝承せられてきたのである。古代ヤ マテラス大神に発する天皇の政治支配の秩序に、新しい変容を与えることと考えられたのであろう。つまり天皇の宮にお 歴代の天皇の宮の造営は、いうまでもなく忌部氏が関与していたが、天皇の宮の様式や構造に変更を加えることは、ア

さて持統天皇の藤原宮をもって、歴代遷宮の慣行に終止符がうたれたことについては、唐都長安の都城制の知見による

とともに、 なお次の理由が考えられるであろう。

はずがなく、この点で、 統上皇の死は、大宝二年(七〇二)、つまり受禅より六年後であった。従って持統上皇の崩御による死穢は、 第一に、文武天皇は持統天皇十一年(六九七)八月に受禅し、従って神宝の奉戴者は、持統より文武に移行したが、持 遷宮の理由が存在しなかったことである。 神宝に及ぶ

舒明天皇以来、 舒明一家による宮廷の仏教受容が進んだ。天智天皇の大津宮では、内裏に「仏殿」が設けられ(a)

古代

遷宮

じ(先皇の宮の故地に仏寺が建てられ)、また先皇の追善のために、盛大な仏事法会が営まれるのも、この解答の一つで 習として支配力をもっていた死穢の観念についても、仏教による解釈が与えられるようになった。先皇の宮が、 ていたが、天武天皇の殯庭には、はじめて僧尼が参向した。また持統天皇は、かの道昭の範により、火葬された最初の天(ロ) あるが、もはや死穢を直接遷宮に結びつける「神代」的見解に対し、或る程度の緩和を意味する修正が、仏教側より提示 一(上皇)であった。宮廷仏教と国家仏教の結合の頂点に立つ藤原京の四大寺が成立するのもこの頃であり、これまで慣 仏寺に転

てたことは、天皇の遷宮を困難にしたのである。 内の二三の国大寺を除けば、大部分の寺は群臣(豪族)の私寺であった。群臣が京内に居宅を設け、また各自の私寺を建 本貫を離れ、京内に定住する傾向を示していた。斉明天皇が群臣に詔し「京内諸寺」で『盂蘭盆経』を講ぜしめたが、京(呉) 都城制施行の条件が、次第に熟しつつあった。かっての古代豪族も、ヤマト朝廷の官僚身分に転移し、各自の

地に、 の藤原京に引き継がれたのである。 天皇の難波、天智天皇の近江と、天皇の宮が一時は飛鳥を離れることもあったが、まもなく飛鳥に還り、そして持統天皇 以上の理由の中で、とくに仏教の役割は重要である。 仏法興隆の拠点としての法興寺を建てたことは、いうまでもなく飛鳥「京」が形成される根本要因であった。孝徳 排仏派の大連物部守屋を打倒した直後、大臣蘇我馬子が、飛鳥の

正面に建てられた。 た神宝奉安の宮は、 い歴代遷宮の慣行に終止符がうたれ、 注意されるのは、 かって古代ヤマト朝廷の第一義の伴(=家臣団)であった中臣・忌部の祭祀グループは、その光栄と 内裏として後退し、代って大極殿が、律令制下の新しい天皇の地位と権威の象徴として、 天皇の宮が、神代風の茅葺・堀立柱様式から、 都城制による京と宮の固定化が始まったととである。古い神代風様式に束縛せられ 大陸風の瓦葺、 丸柱様式に転換したとき、 都城の中央 同時に、

によって天皇を荘厳しつずけようとする中臣・忌部の祭祀グループと、律令支配体制によって天皇の権力を確立しようと 伝統を、最終的に律令官人貴族に譲りわたしたが、いうまでもなく、令制における神祇官と太政官の位置は、 神代的権威

する律令官人貴族との、この時点における意図と地位の懸隔を明確に示していた。

古代ヤマト朝廷成立以来、

安の宮=内裏は、なお古い慣習により、 ・都城制の実施という画期的な歴史的課題を実現した七世紀末にいたって、終焉を迎えることとなったが、しかし神宝奉 茅葺・堀立柱の神代風様式によって造作せられた。

数世紀にわたって厳重に遵守されてきた歴代遷宮の慣行は、

律令制の確立・国家仏教の成立

ともあれ古代ヤマト国家においては、歴代の遷宮そのことが、天皇の権威と権力を誇示する絶好の機会ですらあったが、

今や朝堂院を中心とするいかめしい宮廷建造物群、そして七堂伽藍の仏寺の数々を擁する都城制そのものが、王者の威厳

を一層たかめることとなったのである。

註① 上田正昭『日本古代国家成立史の研究』一二三頁以下。

- 飯田武郷『日本書記通釈』
- 孝徳天皇紀白雉二年九月条
- 沢村仁『難波宮」(『仏教芸術』五一)
- (5) 斉明天皇紀元年八月条。
- **(6)** 『古事記』雄略天皇条。
- 雄略天皇紀十二年十月条。

- 8 拙稿「国家仏教の成立過程」(『史渕』九〇)
- 9 天智天皇紀十年十月条。
- (10) 天武天皇紀朱鳥元年九月条・持統天皇紀元年正月条。
- (11) 拙稿「藤原京の四大寺」(『南都仏教』十三)
- (12)斉明天皇紀五年七月条。
- (13) 天武天皇紀九年四月条。

(一九六三· 一二·六稿)

考

The Removals of Imperial Palace in Ancient Japan

Encho TAMURA

In the ancient history of Japan, it is the notable fact that the imperial palace was removed at each enthronement. Beginning with the first emperor, Jimmu (神武), to the fortieth emperor, Temmu (天武), each emperor or empress removed mainly within the Yamato (大和) region, building his or her own humble palace at various places.

The ancient imperial palaces were called miya (宝) or the shrines, because there were enshrined the holy treasures which were the symbol of the imperial throne. Thus the residence of emperors there was even an appenpant factor. At his or her euthronement, the new emperor or empress removed to the neewly-built palace taking the holy treasures with him or her, for the ex-emperor's death was considered to bring pollution to his old palace.

The ancient parades for the palace removals found their reflection in the image of the so-called Tenson-Kōrin (天孫降臨) or the "descent to earth of the descendant of the Sun-Goddess." The claus of Nakatomi (中臣) and Immbe(忌部), the groups to which were assigned the religious services by the imperial family, marched immediately following Ninigino-mikoto, the grandson of the Sun Goddess, and the clan of Ötomo (大伴) commanding their own men, took the duty of guarding the descendant.

The imperial family, which made the removal its custom, had not its own peculiar stronghold. Possessing the holy treasures connected with the religious authority of the Sun-Goddess, it could reign over the clans which held their own sphere of influence around their domicile places.

This custom of the palace-removal came to an end at the close of the seventh century, when the Fujiwara-kyo (藤原京) was built imitating the city of Chang-an (長安), the capital of the Tang dynasty.

Thus the imperial authority was established upon the basis of the Ritsuryo (律令) system, not resting on the religious and magical holy treasures. The miya, in which the holy treasures were enshrined, receded to the back and became the private Dairi (内裏). And the magnificent Daigokuden (大極殿) was built, symbolizing the absolute position and authority of the emperors, at the facade of the huge imperial palace.